■ガイドラインの内容を景観計画に位置づけ、法的担保を確保して、景観誘導を実施する。

ストリートデザインガイドライン

内容を位置づけ

法的担保を持ちながら 景観誘導

景観計画

<沿道空間>

第6章 良好な景観形成の方針 第7章 行為の制限に関する事項



建築物·工作物等

景観形成の方針や行為制限の事項に、<u>居心地の良さ</u>や歩きたくなる空間の形成に資する内容を追加する。



新築、改築などの転換時期に、追加事項を含めた基準で景観誘導を行う。

<道路空間>

第10章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び 占用等の許可の基準



東西軸を景観上、重要な公共施設である「景観重要公共施設」に位置づけ、整備の方針・占用等の許可基準を設ける。



東西軸における道路整備や道路占用の際は、市景観部局との事前協議を新たに必要とする。